

盛岡市の新しい市庁舎の整備について 皆さんのご意見をお聴かせください

市は新たな市庁舎の整備について検討を進めています。令和5年4月には、有識者や公募委員で構成する「新市庁舎整備審議会」を設置し、新たな市庁舎整備の基本的な考え方を示す「盛岡市新市庁舎整備基本構想」について、調査審議しています。

この基本構想の策定に向け、新市庁舎整備について多くの市民の皆さんに知ってもらい、ご意見を伺うため、市民説明会を開催します。

【問】新市庁舎整備室 ☎601-6733 【広報ID】1045118

市民説明会

次とおり市民説明会を開催します。事前の申し込みは不要です。皆さんの参加をお待ちしています。

日時	場所(所在地)	定員
11/7(火)14時半～16時	プラザおでっ (中ノ橋通一)	150人
11/11(土)10時半～12時	市総合プール(本宮五)	60人
11/12(日)15時～16時半	市役所都南分庁舎	100人
11/19(日)14時～15時半	洺民公民館(洺民字鶴塚)	200人

※いずれも先着順。開始時間の30分前に開場します
※各施設の駐車場には限りがありますので、公共交通機関のご利用にご協力をお願いします

内容

新市庁舎整備に関するこれまでの検討経過、新市庁舎整備審議会での調査審議状況などを説明し、参加された皆様のご意見をお聴きします。いただいたご意見は新市庁舎整備審議会に報告し、引き続き基本構想の策定に向け、検討を進めていきます。

新市庁舎整備の詳細についてはこちら▶



市庁舎整備に関するこれまでの経過

昭和37年10月	本庁舎本館竣工以降、愛宕町・若園町・本庁舎別館・肴町・保健所・内丸の各分庁舎を設置 ※肴町分庁舎は令和3年度に廃止
平成4年4月	盛岡市・都南村合併
平成18年1月	盛岡市・玉山村合併
平成22～25年	本庁舎耐震補強改修工事を実施
平成30年11月	若手職員によるワーキンググループを発足
令和2年2月	ワーキンググループによる検討結果の取りまとめ
8月	職員で構成する「新市庁舎構想検討会議」を設置
令和4年2月	上記検討会議が「報告書」を作成
7月～	「新市庁舎のあり方に関する市民会議」および「新市庁舎のあり方に関する有識者等懇話会」での意見交換
令和5年2月	有識者等懇話会が市長に「意見書」を提出
4月	「新市庁舎整備審議会」設置

新市庁舎整備審議会とは

令和5年4月に設置した市の付属機関で、知識経験者、公共団体からの推薦者、公募した市民の13人から構成されています。

新市庁舎に関する事柄について調査審議することを目的として、現在は「盛岡市新市庁舎整備基本構想」について協議を進めています。これまでに4回の審議会を開催し、基本構想の内容について検討を進めてきました。

現庁舎の現状と課題

- ・施設の老朽化、狭小、分散
- ・防災機能の懸念
- ・駐車場不足
- ・ユニバーサルデザインへの対応
- ・庁舎の維持管理経費 など

新市庁舎整備基本構想とは

新市庁舎の整備に関する基本的な事項を明確にするもので、整備エリアの選定も予定しています。現市庁舎の現状と課題を整理した上で、新市庁舎の**基本理念・方針**のほか、想定される**機能・規模・事業費・事業手法**などを示すものです。

基本構想は、パブリックコメントにより市民の皆様のご意見を伺った上で策定します。

基本構想の内容(予定)

現状と課題	基本理念・方針	機能・規模
現在や将来想定される課題を整理します	新市庁舎のあるべき姿・整備にあたっての方向性を示します	想定される機能や規模を整理します
事業費・事業手法	整備エリア	整備スケジュール
想定される事業費や選択可能な事業手法について整理します	内丸、盛岡駅西、盛南の3つのエリアを中心に比較検討し、選定します	基本構想策定後のスケジュールについて整理します

基本構想の策定後は

選定された整備エリアの中で、建設用地を絞り込んでいきます。また、用地の場所や広さに応じて、新市庁舎の具体的な機能や設備を検討・整理した「基本計画」を策定します。その後、基本計画に基づき、設計や工事を進めていきます。

いざという時のために知っておきたい 成年後見制度

成年後見制度は、認知症や障がいなどにより認知機能や判断能力が十分でない人を支援するための制度です。「難しそう」「自分には関係がない」と思いがちですが、同制度を知っておくことで、いざという時に大切な人やあなた自身の権利や財産を守ることができます。

【問】長寿社会課 ☎613-8144 【広報ID】1006415

こんなときは成年後見制度の利用を

	
	

成年後見制度の種類

成年後見制度には、大きく分けると次の2つがあります。

法定後見制度

▶対象：判断能力が**不十分**な人

家庭裁判所によって**成年後見人**などが選ばれる制度で、本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。

▶後見人として選ばれる人：主に親族や専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士)など

任意後見制度

▶対象：判断能力が**十分**にある人

判断能力が不十分になった場合に備えて、**あらかじめ本人が後見人を選び**、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。

▶後見人として選ばれる人：親族や友人など、本人が希望する人

- 成年後見人ができること**
- 福祉・介護サービスの手続きや契約
 - 保険料や税金の支払い ●預貯金の出し入れ
 - 入院や施設入所の手続き ●不利益な契約の取り消し など
- 成年後見人ができないこと**
- 掃除や料理などの家事 ●買い物代行 ●介護 など

成年後見制度の活用事例

事例1

【本人】Aさん：知的障がいがある40代男性
【申立人】Aさんの母

Aさんの金銭管理や各種手続きは長年母親が行っていましたが、高齢になり手続きが大変なため、成年後見制度を利用しました。

後見人は家庭裁判所に一任しましたが、Aさんのことをよく理解し寄り添ってくれる人を選任してほしいと希望し、その結果、経験豊富な社会福祉士が後見人に選任されました。

事例2

【本人】Bさん：認知症がある90代女性
【申立人】Bさんの亡くなった夫の妹

Bさんは夫と2人暮らしでしたが、夫が他界し、その後は夫の妹夫婦がBさんの世話をしていました。しかし、夫の妹夫婦も高齢であるため、成年後見人制度を利用。

親族で後見人になる人がおらず、家庭裁判所に一任したところ、市民後見人*と司法書士の複数後見という形で後見人が選任されました。

手続きなど難しい部分を後見人にお任せすることで、負担が軽減し、今までより丁寧に本人と接することができるようになりました！



申立人

※市民後見人：後見人養成講座の修了者などから選ばれる一般市民

気がかりだった相続手続きや入所施設との対応などを後見人に引き継ぐことができ、助かりました！



申立人

POINT

後見人の役割は、手続きや契約、財産に関することなどに限られますが、制度を利用することで、親族などが本人の身の回りの世話などに専念できるといったメリットがあります。

POINT

後見人は1人とはならず、専門職と親族、市民後見人などが複数人選任される場合があります。市民後見人は、地域住民の立場から身近に寄り添った支援が期待できるなど、新たな後見人の担い手として重要性が高まっています。

成年後見制度を利用するには

法定後見制度と任意後見制度のどちらも**家庭裁判所での申し立てが必要**です。任意後見制度の場合、事前に公証役場で任意後見契約を結ぶ必要があります。また、制度の利用にあたり、後見人などへの報酬の支払いが必要となる場合があります。手続きに不安がある人は、盛岡広域成年後見センターにご相談ください。

同センターでは、成年後見制度を必要とする人が適切に利用できるよう、制度に関する相談の受け付けや利用のお手伝い、成年後見人の育成などを行っています。「成年後見制度を利用するための具

体的な手続きについて聞きたい」「市民後見人として活動してみたい」など、気軽にお問い合わせください。

盛岡広域成年後見センター 【広報ID】1030209

☎020-0022 大通一丁目1-16岩手教育会館2階
☎626-6112 ファクス656-0612
窓口開設時間：平日8時半～17時半*窓口での相談は要予約